

# 延長保育について

鳥栖市・市民福祉部・こども育成課  
でんわ:0942-85-3552

**保護者の就労時間が保育時間の範囲を超える場合など、やむを得ないと認められる場合に限り、延長保育を利用することができます。**

## ◎ 延長保育を利用される方は ◎

保育所に備え付けの「延長保育実施申込書」に必要事項を記入のうえ、前月 20 日までに保育所に提出してください。(新規入所者は 4 月 5 日まで)

保育所における審査ののち、延長保育の必要性が認められた世帯へ発行される「延長保育実施承認通知書」を受けた方だけが利用可能になります。

延長保育を利用される場合は、前々日までに、延長保育を申し込んでください。

(直前の申込みでは、保育士の確保が間に合わないなど、延長保育の利用をお断りすることがあります)

## ◎ 延長保育の利用料について ◎

利用できる時間	利用料	利用出来る世帯
7:00～8:30	1人・1回 200円(月額上限 1,600円)	保育短時間認定の世帯 <sup>1</sup>
16:30～18:00	1人・1回 200円(月額上限 1,600円)	保育短時間認定の世帯
18:00～19:00 (おやつ付き)	1人・1回 500円(月額上限 3,000円)	保育短時間認定の世帯 保育標準時間認定の世帯 <sup>2</sup>

月末に利用実績に応じた納付書を発行しますので、翌月 5 日までに、保育所へ納入してください。

※ 1 か月あたりの利用回数が多い場合でも、月額上限額以上の費用はかかりません。

※ 毎年 3 月のみは、当月中の納付をお願いします。

## ◎ 保育短時間認定を受けられた方へ ◎

「就労時間は 120 時間未満だけど、通勤時間を考えると延長保育が必要……」

「8 時 30 分からの保育時間では、仕事に間に合わない……」など、

保育短時間認定の世帯で、延長保育を利用しなければ仕事が続けられない事情が認められると、保育標準時間認定が適用される場合があります。

詳しくは、保育所または市こども育成課までお問い合わせください。

<sup>1</sup> 保育短時間認定: 8:30～16:30 までの 8 時間保育を利用できます。「月の就労時間が 120 時間未満」、「育児休暇中の保護者がいる世帯」、または「求職活動中の保護者がいる世帯」に適用されます。

<sup>2</sup> 保育標準時間認定: 7:00～18:00 までの 11 時間保育を利用できます。「月の就労時間が 120 時間以上」の場合などに適用されます。